



# 熊本県公報

号外 第58号  
令和2年(2020年)  
10月13日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

条 例	
○熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例	(人事課) 3
○熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	( 〃 ) 3
○熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課) 3
○漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(総務厚生課) 4
○熊本県球磨川水系防災減災基金条例の一部を改正する条例	(球磨川流域復興局付) 4
○熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例	(健康危機管理課) 4
○熊本県安心子ども基金条例の一部を改正する条例	(子ども未来課) 17
○熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例	(くらしの安全推進課) 17
○熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例	(男女参画・協働推進課) 17
○熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例	(商工振興金融課) 17
○熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例	(労働雇用創生課) 17

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例

- 1 知事の直近下位の内部組織に商工労働部及び観光戦略部を設置することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 3 商工観光労働部を改編することに伴い、商工観光労働部の部名を引用している次に掲げる条例の一部改正を行うこととした。(附則第2項、附則第3項関係)
  - (1) 熊本県労働審議会条例
  - (2) よこそくもと観光立県条例

#### ◇熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

- 1 海区漁業調整委員会の委員が県に対する損害賠償の責任を免れる額の算定方法の見直しを行うこととした。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。

#### ◇熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- 1 漁業法の一部改正に伴うもの
  - (1) 漁業権共有認可申請手数料に係る漁業権の範囲を拡大することとした。(第2条関係)
  - (2) その他規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 2 肥料取締法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 3 家畜伝染病予防法施行規則の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 4 この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。
- 5 1(2)に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理することとした。(附則第2項関係)

#### ◇漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- 1 漁業法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。
  - (1) 熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例(第1条関係)【第1条】
  - (2) 熊本県情報公開条例(第37条関係)【第2条】
  - (3) 熊本県住民基本台帳法施行条例(別表第3関係)【第3条】

- 2 この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。
- ◇熊本県球磨川水系防災減災基金条例の一部を改正する条例
- 1 条例の名称を「熊本県球磨川流域復興基金条例」に改めることとした。
- 2 設置の目的を「球磨川水系の流域における洪水による災害の防止又は軽減、令和2年7月豪雨による災害から生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進等、当該流域における安全で安心して暮らすことのできる地域づくりに変更することとした。(第1条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例
- 1 熊本県食品衛生法施行規則の一部改正【第1条】
- (1) 直す食品衛生法施行規則の一部改正を踏まえ、営業許可に係る施設の基準を見直しを行うこととした。(第2条、別表第1別表第4関係)
- (2) その他規定の整理を行うこととした。(第1条関係)
- 2 熊本県ふぐ取扱条例の一部改正【第2条】
- (1) 食品衛生法施行規則の一部改正を踏まえ、ふぐ処理師の免許の交付対象の見直しを行うこととした。(第5条関係)
- (2) 食品衛生法施行規則の一部改正を踏まえ、処理所に係る規定を削除することとした。(第9条-第11条関係)
- (3) その他規定の整理を行うこととした。(第2条-第5条の2、第8条-第13条関係)
- 3 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正【第3条】
- 食品衛生法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第7条関係)
- 4 熊本県手数料条例の一部改正【第4条】
- (1) 食品衛生法施行令の一部改正による営業許可業種の見直しに伴う手数料の規定の整備を行うこととした。(第2条関係)
- (2) 2(2)及び5に伴い、ふぐ処理所登録手数料等を廃止することとした。(第2条関係)
- 5 熊本県特定食品衛生条例の廃止【第5条】
- 食品衛生法施行令の一部改正による営業許可業種の見直し、営業届出制度の新設を踏まえ、熊本県特定食品衛生条例を廃止することとした。
- 6 この条例は、令和3年6月1日から施行することとした。
- 7 所要の経過措置を定めることとした。(附則第2項-附則第6項関係)
- 8 4に伴い、熊本県収入証紙条例の関係規定を整理するとともに、所要の経過措置を定めることとした。(附則第7項-附則第9項関係)
- 9 2(2)及び5に伴い、熊本県知事権限に属する事務処理の特例に関する条例の関係規定を整理するとともに、所要の経過措置を定めることとした。
- ◇熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 1 熊本県安心こども基金条例の失効の期限を3年間延長し、令和6年12月31日とすることとした。(附則第2項関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例
- 1 肥料取締法の一部改正に伴う所要の規定の整理を行うこととした。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。
- ◇熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例
- 1 個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れた特定非営利活動法人として指定されている法人から指定の取消の申出があったことに伴う所要の規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、令和2年10月14日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。
- ◇熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例
- 1 県が回収納付金を受け取る権利の放棄について、その要件となる計画を追加することとした。(第3条関係)
- 2 この条例は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第58号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。
- ◇熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 1 専門課程における職業訓練を、通信の方法により実施できることとした。(第5条関係)
- 2 普通課程、短期課程及び専門短期課程における職業訓練を通信の方法により実施する場合の指導方法について見直しを行うこととした。(第3条、第4条、第6条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

**条 例**

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第40号**

熊本県内部組織設置条例の一部を改正する条例  
熊本県内部組織設置条例（昭和27年熊本県条例第91号）の一部を次のように改正する。  
第2条第6号中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改め、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 観光戦略部
  - ア 観光に関する事項
  - イ 物産の振興に関する事項

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(熊本県労働審議会条例の一部改正)
- 2 熊本県労働審議会条例（昭和44年熊本県条例第42号）の一部を次のように改正する。  
第9条中「商工観光労働部」を「商工労働部」に改める。  
(ようこそくまもと観光立県条例の一部改正)
- 3 ようこそくまもと観光立県条例（平成20年熊本県条例第66号）の一部を次のように改正する。  
第28条中「商工観光労働部」を「観光戦略部」に改める。

熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第41号**

熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1号イ中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ウ中「収用委員会の委員」の次に「、海区漁業調整委員会の委員」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る県に対する損害を賠償する責任を負う額から控除する額については、改正後の第2条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第42号**

熊本県手数料条例の一部を改正する条例  
熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。  
第2条第1項第133号中「第10条」を「第69条第1項」に、「漁業権の」を「漁業の」に、「漁業権免許申請手数料」を「漁業免許申請手数料」に改め、同項第134号中「第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項」に、「漁業権の」を「団体漁業権の」に改め、同項第135号中「第22条第1項」を「第76条第1項」に改め、同項第136号中「第24条第2項」を「第78条第2項」に、「基づく定置漁業権又は区画漁業権」を「基づく個別漁業権」に、「定置漁業権又は区画定置漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」を「個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料」に改め、同項第137号中「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「定置漁業権又は区画漁業権」を「個別漁業権」に改め、同項第138号中「第36条第1項」を「第88条第1項」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同項第139号及び第140号中「第65条第1項」を「第57条第1項」に、「第66条第1項」を「第119条第1項」に改め、同項第149号中「肥料取締法（」を

「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第2項」を「第3項」に改め、同号ア及びイ中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第150号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項第651号オ中「トキソプラズマ病抗体検査」を「トキソプラズマ症抗体検査」に改め、同号カ中「マイコプラズマ病急速凝集反応検査」を「マイコプラズマ症急速凝集反応検査」に改める。

- 附 則
- この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条第1項第651号の改正規定は、公布の日から施行する。
  - 熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）の一部を次のように改正する。
    - 別表第1手数料の項第125号を次のように改める。
      - 125 漁業免許申請手数料
    - 別表第1手数料の項第128号を次のように改める。
      - 128 個別漁業権を目的とする抵当権設定認可申請手数料

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。  
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第43号**

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

- 第1条 熊本県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年熊本県条例第20号）の一部を次のように改正する。
  - 第1条第3項第10号中「第85条第6項」を「第137条第6項」に、「第109条」を「第151条」に、「第132条」を「第173条」に改める。

- 第2条 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）の一部を次のように改正する。
  - 第37条第2号中「第50条第1項」を「第117条第1項」に改める。

- 第3条 熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。
  - 別表第3選挙管理委員会の項事務の欄第1号中「、第86条の4第1項」を「又は第86条の4第1項」に、「若しくは第5項（漁業法（昭和24年法律第267号）第94条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は同条第6項」を「、第5項、第6項」に改め、同欄第2号中「（漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する場合を含む。）」を削る。

附 則  
この条例は、令和2年12月1日から施行する。

熊本県球磨川水系防災減災基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第44号**

熊本県球磨川水系防災減災基金条例の一部を改正する条例（熊本県球磨川水系防災減災基金条例（平成27年熊本県条例第1号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

- 第1条中「に係る河川の洪水による災害を防止し、又は軽減すること」を「の流域における洪水による災害の防止又は軽減、令和2年7月豪雨による災害からの生活の再建並びに市街地及び集落の復興の推進等、当該流域における安全で安心して暮らすことのできる地域づくり」に、「当該河川の」を「当該」に、「熊本県球磨川水系防災減災基金」を「熊本県球磨川流域復興基金」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。  
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第45号**

熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例  
(熊本県食品衛生基準条例の一部改正)

第1条 熊本県食品衛生基準条例(平成12年熊本県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条 中「第51条」を「第54条」に改める。

第2条 を次のように改める。

(営業施設の基準)

第2条 法第54条に規定する営業施設の基準(以下この条において「施設基準」という。)は、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条各号に掲げる営業(同条第2号及び第6号に掲げる営業を除く。)に共通する事項については別表第1のただし、生食用食肉又はおとりと、屋台、露店等の仮設の施設での営業(飲食店営業のうち、別表第2に加えて、別表第3のとおりとする。前項の規定にかかわらず、屋台、露店等の仮設の施設での営業(飲食店営業のうち、別表第1第5項第2号に規定する簡易な営業に限る。)に係る施設基準は、別表第4のとおりとする。前2項の規定にかかわらず、知事は、土地の状況、営業の態様その他特別の理由により公衆衛生上支障がないと認めるときは、施設基準の一部を緩和することができる。別表第1(第2条関係)

1 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。

2 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのある(以下この表及び別表第4に於いて「食品等」という。)への汚染を考慮し、必要なる公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に依り、間は空気が流れ、通路の設置同一区画を異ならせる措置が講じられること。

3 施設は、その構造及び設備

(1) ちり、ほこり、廃水及び廃棄物による汚染を防止できる構造又は設備並びにねずみ及び昆虫の侵入を防止できる場所を有すること。

(2) の発生を防止し、及び結露による水滴により食品等を汚染しないよう換気が適切にできる構造又は設備を有すること。

(3) 床面、内壁及び天井は、清掃、洗浄及び消毒(以下この表及び次表において「清掃等」という。)を容易にすることができる材料で作られ、清掃等を容易に行うことができる構造であること。

(4) 床面及び内壁の清掃等に水が必要な施設にあっては、床面が不透水性の材料で作られ、排水が良好であり、かつ、内壁が床面から容易に汚染される高さまで不透水性の材料で腰張りされ、及び清掃等を十分にすること。

(5) 照明設備は、機能を備え、清掃等を十分にすることのできるよう必要な照度を確保できること。

(6) 水道事業等(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第2項に規定する水道事業、同条第6項に規定する専用水道又は同条第7項に規定する簡易専用水道)をいう。以下この表及び別表第4において同じ。)により供給される水又は飲用に適する水を施設に必要な場所に適切な温度で十分な量を供給することができ、給水設備を有すること。なお、水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合には、必要に応じて消毒装置及び浄水装置を備え、水源は外部からない構造であること。

(7) 法第13条第1項の規定により定められた基準又は規格に食品製造用水の使用について定めがある食品をとり扱う営業に係る前号の規定の適用については、当該基準又は規格に食品製造用水又は殺菌した海水を使用する場合は、同号中「飲用に適する水」とあるのは「飲用に適する水」とする。

(8) 食品製造業者の手指を洗浄し、及び消毒する装置を備えた流水式手洗い設備を必要とする。なお、水栓は、洗浄後の手指の再汚染が防止できる構造であること。

(9) 排水設備は、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 十分な排水機能を有し、かつ、水で洗浄する区画及び廃水、液性の廃棄物等が流れる区画の床面に設置されていること。

イ 汚水の逆流による食品又は添加物を汚染しないよう配管され、かつ、施設外に適切に排出できる機能を有すること。



イ 原材料の製造に必要とする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合は、作業区分に応じて区画されていること。

ウ 製品の冷却に必要とする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合は、作業区分に応じて区画されていること。

エ 製品の保管に必要とする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合は、作業区分に応じて区画されていること。

(6) 密封包装の第一項の原料の製造に必要とする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合は、作業区分に応じて区画されていること。

ア 原料の保管に必要とする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合は、作業区分に応じて区画されていること。

イ 製品の製造に必要とする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合は、作業区分に応じて区画されていること。

ウ 製品の冷却に必要とする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合は、作業区分に応じて区画されていること。

エ 製品の保管に必要とする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合は、作業区分に応じて区画されていること。

別表第2(第2条関係)

1 飲食店営業

自動車において調理をする場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあっては、1日の営業において約40リットルの水を供給し、かつ、廃水の保管をすることのできる貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を必要とする営業にあっては、1日の営業において約80リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

2 調理の機能

容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置を有すること。ただし、雨水による影響を受けないと認められる場合にあっては、この限りでない。

- (1) ひさし、屋根等雨水の浸入防止を確保する必要があること。
- (2) 床面は、清掃等が容易な不浸透性の材料で作られていること。

3 食肉販売業

- (1) 処理室を設けること。
- (2) 処理室に解体された鳥獣の肉、内臓等を分割するために必要な設備を有すること。
- (3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏10度以下と、冷凍保存を要する場合にあっては製品が零下15度以下となすこと。
- (4) 食器は、不浸透性の材料で作られ、処理量に合わせた容量を有し、消毒が容易であり、汚液及び汚臭が漏れない構造であり、蓋を備えていること。

4 魚介類販売業

- (1) 原材料の保管及び処理並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
  - (2) 原材料の処理をする室又は場所に鮮魚介類の処理に必要な設備等を有すること。
  - (3) 生食用鮮魚介類を取り扱う施設にあっては、生食用鮮魚介類の処理をするための専用の器具を備えること。
  - (4) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 必要に応じて浄化設備を有すること。
- イ かきの前処理をする室又は場所に殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。
- ウ かきの処理をする室又は場所にむき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を有すること。

5 魚介類競り売り営業

- (1) 鮮魚介類の入荷、荷分け、陳列、一時保管、取引及び出荷をする場所を設け、必要に応じて区画されていること。
- (2) 必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備、製氷設備並びに靴の洗浄及び消毒をする設備を有すること。
- (3) 海水を用いて鮮魚介類の洗浄及び冷却をする場合にあっては、必要に応じて海水の殺菌設備を有すること。

6 集乳業

- (1) 生乳の貯蔵設備及び受入検査設備を有すること。ただし、受入検査を外部委託する施設にあっては、受入検査設備を有することを要しない。
- (2) 生乳の取扱量に応じた冷却器又は冷蔵保管設備を有すること。

7 乳処理業

- (1) 生乳の受入検査及び貯蔵、処理並びに製品の保管をする室又は場所を設け、並びに必要に応じて洗瓶をする室又は場所を設け、及び容器洗浄設備を有すること。





- イ 処理量に応じた原材料貯留槽、分離機等を有すること。  
 ウ 原材料となる血液の受入設備から充填設備までの各設備がサニタリーパイプで接続されていること。
- 1 0 食品の放射線照射業  
 (1) 専用の照射室を設けること。  
 (2) 適切な照射線量を正確に調整できるベルトコンベア及び照射設備を有すること。  
 (3) 照射線量を正確に測定できる化学線量計を備えること。
- 1 1 菓子製造業  
 (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。  
 (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、解凍、調整、調合、整形、発酵、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。  
 (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所に、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。  
 (4) シアン化合物を含有する豆類を原材料として生あんを製造する場合にあっては、浸漬、蒸し、煮、あん及び水さらしに必要な設備を有すること。
- 1 2 アイスクリーム類製造業  
 (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、並びに生乳の貯蔵設備及び受入検査設備を有すること。ただし、生乳を使用しない施設にあっては生乳の貯蔵設備、受入検査を外部委託する施設にあっては受入検査設備を有することを要しない。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。  
 (2) 製品の製造をする室又は場所にろ過、殺菌、冷却、充填、包装及び凍結に必要な設備を有すること。
- 1 3 乳製品製造業  
 (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設け、生乳の貯蔵設備及び受入検査設備を有し、並びに必要に応じて洗瓶をする室又は場所を設けること。ただし、生乳を使用しない施設にあっては生乳の貯蔵設備、受入検査を外部委託する施設にあっては受入検査設備を有することを要しない。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。  
 (2) 製品の製造をする室又は場所にろ過、殺菌、冷却、充填及び包装に必要な設備を有するとともに、必要に応じて発酵、濃縮、乾燥、乳化学及び分離をするための設備を有すること。
- 1 4 清涼飲料水製造業  
 (1) 原材料の保管及び調合並びに製品の製造（ミネラルウォーター類のみを製造する施設にあっては、製品の製造に限る。）をする室又は場所を設けるとともに、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。  
 (2) 原材料の調合及び製品の製造をする室又は場所にあっては、調合、充填、密封及び殺菌又は除菌に必要な設備を有すること。
- 1 5 食肉製品製造業  
 (1) 原材料の保管、前処理及び調合並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。  
 (2) 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて殺菌、乾燥、燻煙、塩漬け、製品の中心部の温度の測定、冷却等をするための設備を有すること。
- 1 6 水産製品製造業  
 (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をし、並びに必要に応じて原材料の乾燥、洗浄及び解凍をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。  
 (2) 原材料の保管及び製品の保管をする室又は場所に、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。  
 (3) 原材料の前処理又は製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて解凍、調合、加熱、殺菌、乾燥、燻煙、焙焼、脱水、冷却等をするための設備を有すること。  
 (4) 生食用鮮魚介類を取り扱う場合は、生食用鮮魚介類の処理をする専用の器具を備えること。  
 (5) 魚肉練り製品を製造する場合にあっては、原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に播潰及び殺菌（魚肉のすり身を製造する場合を除く。）に必要な設備を有すること。  
 (6) かきを処理する場合は、次に掲げる要件を満たすこと。  
 ア 必要に応じて浄化設備を有すること。  
 イ かきの前処理をする室又は場所に殻付きかきの洗浄に必要な設備を有すること。

- と。  
ウ 有するこの処理をする室又は場所にむき身の処理、洗浄及び包装に必要な設備を
- 1 7 氷雪製造業  
製品の製造及び保管をし、並びに必要なに応じて製品の調整及び包装をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- 1 8 液卵製造業  
(1) 原材料の保管並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。  
(2) 製品の製造する室又は場所に割卵、充填及び冷却に必要な設備を有すること。ともに、必要に応じて洗卵、ろ過並びに加熱殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。  
(3) 製品が冷蔵保存を要する場合にあっては製品が摂氏8度以下と、冷凍保存を要する場合には製品が零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- 1 9 食用油脂製造業  
(1) 原材料の保管設備並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合は、作業区分に応じて区画されていること。  
(2) 食用油脂を製造する施設を有するとともに、必要に応じて搾油及び調合に必要な設備を有すること。  
(3) マーガリン又はショートニングを製造する施設の製造をする室又は場所にあっては、充填及び包装に必要な設備を有するとともに、必要に応じて練り合わせ、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。また、必要に応じて熟成室を設けること。
- 2 0 みそ又はしょうゆ製造業  
(1) 製麴をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成をし、並びに製品の充填、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。また、製品の充填及び包装をする室又は場所にあつては、必要に応じて容器の洗浄及び製造又は組立てをする設備を有すること。  
(2) しょうゆを製造する場合にあっては、必要に応じて圧搾、火入れ、調合、ろ過及び圧搾製成に必要な設備を有すること。  
(3) みそ又はしょうゆを主原料とする食品を製造する場合にあっては、調合、ろ過、乾燥、加熱殺菌、充填及び密栓に必要な設備を有すること。
- 2 1 酒類製造業  
(1) 製造する品目に応じて、製麴をし、原材料の保管、前処理、仕込み及び熟成(蒸留及び圧搾を含む。)をし、並びに製品の充填、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。  
(2) 製品の充填及び包装をする室又は場所に、必要に応じて容器の洗浄及び検瓶並びに製造又は組立てをする設備を有すること。  
(3) 製造する品目に応じて、洗浄、浸漬、蒸きょう、製麴、糖化、煮沸、発酵、蒸留、圧搾、火入れ、調合、ろ過、充填及び密栓に必要な設備等を有すること。
- 2 2 豆腐製造業  
(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。  
(2) 製品の製造をする室又は場所に殺菌及び冷却に必要な設備を有するとともに、必要に応じて包装するための設備を有すること。  
(3) 無菌充填豆腐を製造する場合にあっては、連続流動式の加熱殺菌機並びに充填及び密封に必要な設備を有すること。  
(4) 豆腐を主原料とする食品を製造する場合にあっては、必要に応じて冷凍、乾燥、油調等をする設備を有すること。
- 2 3 納豆製造業  
(1) 原材料の保管、前処理、発酵及び熟成並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。  
(2) 原材料の蒸煮、発酵及び冷却並びに製品の包装に必要な設備を有すること。
- 2 4 麺類製造業  
(1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けるとともに、必要に応じて原材料及び製品の乾燥及び冷蔵又は冷凍をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。  
(2) 原材料の前処理をし、及び製品の製造をする室又は場所にあっては、製造する品目に応じて、混練、成形、圧延、裁断、ゆで、蒸し、油調及び冷却に必要な

- 設備を有すること。
- 25 そうざい製造業及び複合型そうざい製造業
- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、解凍、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (3) 原材料及び製品の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- 26 冷凍食品製造業及び複合型冷凍食品製造業
- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、冷凍、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、加熱、殺菌、放冷及び冷却に必要な設備を有すること。
- (4) 製品が零下15度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷凍室及び保管室を設けること。
- 27 漬物製造業
- (1) 原材料の保管及び前処理並びに製品の製造、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の前処理及び製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて洗浄、漬け込み、殺菌等を有する設備を有すること。
- (3) 浅漬を製造する場合にあっては、製品が摂氏10度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備を有すること。
- 28 密封食品製造業
- (1) 原材料の保管及び前処理又は調合並びに製品の製造及び保管をする室又は場所を設ける場合にあっては、必要に応じて容器包装洗浄設備を有すること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料の保管をする室又は場所に冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- (3) 製品の製造をする室又は場所に、製造する品目に応じて、解凍、加熱、充填、密封、殺菌及び冷却に必要な設備を有すること。
- 29 食品の小分け業
- (1) 原材料の保管及び加工並びに製品の包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 原材料及び製品の保管をする室又は場所に、必要に応じて冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- 30 添加物製造業
- (1) 原材料の保管並びに製品の製造、小分け、包装及び保管をする室又は場所を設けること。なお、場所を設ける場合にあっては、作業区分に応じて区画されていること。
- (2) 製品の製造をする室又は場所に、必要に応じて抽出、反応、混合、ろ過、し過、精製、濃縮等に必要となる設備を有するとともに、添加物製剤を製造する場合にあっては、含有成分を均一にする機械設備を有すること。
- (3) 原材料又は製品の試験検査をするために必要な設備及び器具を有すること。ただし、試験検査のうち特殊な試験に必要となる設備及び器具については、当該試験に必要となる設備を有する他の機関連用し、自らの責任において当該添加物の試験検査をする場合であって、食品衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。
- (4) 添加物及び添加物以外の製品の製造をする施設にあっては、添加物の製造に使用する機械器具が区分されていること。ただし、添加物及び添加物以外の製品を同一の工程で製造する場合であって、同一の機械器具を使用しても製造されるときは、この限りでない。

別表第3(第2条関係)

- 1 飲食店営業、食肉販売業、食肉処理業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業のうち、生食用食肉の加工又は調理をする施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
- (1) 生食用食肉の加工又は調理をするための設備が他の設備と区分されていること。
- (2) 器具及び手指の洗浄及び消毒をするための専用の設備を有すること。
- (3) 生食用食肉の加工又は調理をするための専用の機械器具を備えること。
- (4) 取り扱う生食用食肉が冷蔵保存を要する場合には当該生食用食肉が摂氏4度以下となるよう管理することのできる機能を備える冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。

- (5) 生食用食肉を加工する施設にあっては、加工量に応じた加熱殺菌をするための設備を有すること。
- 2 飲食店営業、魚介類販売業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。
  - (1) 除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
  - (2) ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
  - (3) ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを零下18度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4(第2条関係)

- 1 施設は、衛生的な作業を継続的に実施するため、屋根等を有するとともに、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 2 ねずみ、昆虫、ちり、ほこり、廃水及び廃棄物による食品等の汚染を防止できる保管庫等を有すること。
- 3 給水設備は、食品衛生上支障のない構造であり、かつ、水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給できるものであること。
- 4 従業者の手指を洗浄し、及び消毒するための消毒薬を備えた流水式手洗い設備を有すること。
- 5 必要に応じて温度計を備えた冷蔵設備又は冷凍設備を有すること。
- 6 廃棄物を入れる容器は、不透水性及び十分な容量を備えており、清掃がしやすく、汚液及び汚臭が漏れない構造であること。

(熊本県ふぐ取扱条例の一部改正)

第2条 熊本県ふぐ取扱条例(昭和33年熊本県条例第27号)の一部を次のように改正する。

- 第2条 第1項及び第3条中「有毒部分」を「有毒部位」に改める。
- 第4条 第1項中「第13条第2項」を「第10条第2項」に改める。
- 第5条 第1項第2号を次のように改める。
  - (2) 食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。)別表第17第1号へに規定するふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者(省令第2条の2第1項に規定する都道府県知事等(省令第2条の2第1項に規定する者)が認める者)であつて、知事が適当と認めるもの
- 第5条 第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。
  - 2 前項の規定により免許を受けた者は、省令第17第1号へに規定するふぐの種類を鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有する者とする。
- 第5条 第2号中「第13条第2項」を「第10条第2項」に改める。
- 第8条 第1項中「ふぐ処理師として必要な知識及び技能」を「ふぐの種類を鑑別に必要な知識及び有毒部位を除去する技術等」に改め、同条第3項中「少くとも」を「少なくとも」に改める。
- 第9条 から第11条までを削る。
- 第12条 第1号及び第2号中「有毒部分」を「有毒部位」に改め、同条第3号中「有毒部分」を「有毒部位」に改め、同条第2項第3号に掲げる「専用の」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条を第9条とする。
- 第13条 の見出し中「又は登録」を削り、同条第3項を削り、同条を第10条とする。
- 第14条 中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「、第4条又は第9条第1項」を「又は第4条」に改め、同条第2号中「第13条第2項又は第3項」を「第10条第2項」に改め、同条を第11条とし、第15条を第12条とし、第16条を第13条とする。

(熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年)

第7条 第2項第1号中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

(熊本県手数料条例の一部改正)

第4条 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

- 第2条 第1項第9号から第42号までを次のように改める。
  - (9) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査
    - 飲食店営業許可申請手数料
      - ア 新たな許可の場合 17,000円。ただし、1週間を限度とする許可については、2,200円
      - イ 継続した許可の場合 16,000円
  - (10) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査
    - 調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請手数料 10,200円
  - (11) 食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査

- (12) 食肉販売業許可申請手数料 10,200円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査
- (13) 魚介類販売業許可申請手数料 10,200円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査
- (14) 魚介類競り売り営業許可申請手数料 23,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査
- (15) 集乳業許可申請手数料 10,200円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査
- (16) 乳処理業許可申請手数料 23,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査
- (17) 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料 23,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査
- (18) 食肉処理業許可申請手数料 23,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査
- (19) 食品の放射線照射業許可申請手数料 23,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対する審査
- (20) 菓子製造業許可申請手数料 15,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査
- (21) アイスクリーム類製造業許可申請手数料 15,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査
- (22) 乳製品製造業許可申請手数料 23,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査
- (23) 清涼飲料水製造業許可申請手数料 23,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査
- (24) 食肉製品製造業許可申請手数料 23,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく水産製品製造業の許可の申請に対する審査
- (25) 水産製品製造業許可申請手数料 17,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく冰雪製造業の許可の申請に対する審査
- (26) 冰雪製造業許可申請手数料 23,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく液卵製造業の許可の申請に対する審査
- (27) 液卵製造業許可申請手数料 15,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査
- (28) 食用油脂製造業許可申請手数料 23,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づくみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査
- (29) みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 17,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査
- (30) 酒類製造業許可申請手数料 17,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査
- (31) 豆腐製造業許可申請手数料 15,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査
- (32) 納豆製造業許可申請手数料 15,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく麺類製造業の許可の申請に対する審査
- (33) 麺類製造業許可申請手数料 15,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査
- (34) そうざい製造業許可申請手数料 23,000円  
食品衛生法第55条第1項の規定に基づく複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査
- 複合型そうざい製造業許可申請手数料 23,000円



		令和元年政令第123号)第1条の規定による改正前の食品衛生法施行令
	、食品衛生法	、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正前の食品衛生法
旧特定食品衛生条例第2条第2項第1号イ	次号のサ	そうざい(通常副食物として供される煮物(つくだ煮を含む。)、焼物(いため物を含む。)、揚げ物、蒸し物、酢の物又はあえ物をいい、食肉製品(ハム、ソーセージ、ベーコンその他これらに類する食品をいう。)、魚肉ねり製品(魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類する食品を含む。)及び豆腐類(油揚げ及び厚揚げを含む。)に該当する食品を除く。)
旧特定食品衛生条例第3条第2項第1項	前条第1項	熊本県食品衛生基準条例等の一部を改正する等の条例(令和2年熊本県条例第45号)第5条の規定による廃止前の熊本県特定食品衛生条例(以下「旧特定食品衛生条例」という。)第3条第1項
旧特定食品衛生条例第6条	第3条第1項	旧特定食品衛生条例第3条第1項
	食品製造業等	食品製造業
旧特定食品衛生条例第8条第1項	食品営業者は、第3条第3項に規定する有効期間中に	食品営業者は
旧特定食品衛生条例第8条第1項第1号	製造し、又は販売するまで及び同項第2号のAからサまで	製造するまで
旧特定食品衛生条例第8条第1項第3号及び第4号	製造所又は店舗	製造所
旧特定食品衛生条例第8条第2項	製造し、若しくは販売する施設	製造する製造所
旧特定食品衛生条例第10条	施設若しくは製造し、若しくは販売し、又は食品行商を営む者が第7条各号に掲げる事項を遵守しないで行商を行っている若しくは改善し、又は第7条に規定する遵守義務を履行すべき	製造所又は製造している又は改善すべき
旧特定食品衛生条例第11条	施設	製造所
	第3条第1項	旧特定食品衛生条例第3条第1項
	食品製造業等	食品製造業

(罰則に関する経過措置)

- 6 この条例の施行前にした行為並びに附則第2項及び前項の規定によりなおその効力を有するところとされる場合に於けるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(熊本県収入証紙条例の一部改正)
- 7 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。  
別表第1手数料の項第9号から第41号までを次のように改める。
  - 9 調理の機能を有する自動販売機による営業許可申請手数料
  - 10 食肉販売業許可申請手数料
  - 11 魚介類販売業許可申請手数料
  - 12 魚介類競り売り営業許可申請手数料
  - 13 集乳業許可申請手数料
  - 14 乳処理業許可申請手数料
  - 15 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料
  - 16 食肉処理業許可申請手数料
  - 17 食品の放射線照射業許可申請手数料
  - 18 菓子製造業許可申請手数料
  - 19 アイスクリーム類製造業許可申請手数料
  - 20 乳製品製造業許可申請手数料
  - 21 清涼飲料水製造業許可申請手数料
  - 22 食肉製品製造業許可申請手数料
  - 23 水産製品製造業許可申請手数料
  - 24 氷雪製造業許可申請手数料
  - 25 液卵製造業許可申請手数料
  - 26 食用油脂製造業許可申請手数料
  - 27 みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料
  - 28 酒類製造業許可申請手数料
  - 29 豆腐製造業許可申請手数料
  - 30 納豆製造業許可申請手数料
  - 31 麺類製造業許可申請手数料
  - 32 そうざい製造業許可申請手数料
  - 33 複合型そうざい製造業許可申請手数料
  - 34 冷凍食品製造業許可申請手数料
  - 35 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料
  - 36 漬物製造業許可申請手数料
  - 37 密封包装食品製造業許可申請手数料
  - 38 食品の小分け業許可申請手数料
  - 39 添加物製造業許可申請手数料
- 40及び41 削除  
別表第1手数料の項第353号から第355号までを次のように改める。  
353 から355まで 削除  
別表第1手数料の項第531号から第535号までを次のように改める。  
531 から535まで 削除  
(熊本県収入証紙条例の一部改正に伴う経過措置)
- 8 附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧ふぐ取扱条例第10条第4項において読み替えて準用する熊本県ふぐ取扱条例第7条第1項の規定に基づくふぐ処理所登録証の再交付に係る手数料については、前項の規定による改正後の熊本県収入証紙条例(以下「新収入証紙条例」という。)別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧特定食品衛生条例第8条第2項の規定に基づく食品の種類追加又は造作若しくは設備の変更に係る施設の審査に係る手数料については、新収入証紙条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 10 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。  
別表第60号事務の欄(1)中「、第7条第1項(条例第10条第4項において準用する場合を含む。)&及び第9条第2項」を「及び第7条第1項」に改める。  
別表中第63号を削り、第64号を第63号とし、第65号から第68号までを1号ずつ繰り上げる。  
(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 11 附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧ふぐ取扱条例第10条第4項において読み替えて準用する熊本県ふぐ取扱条例第7条第1項の規定による申請の受付に関する事務の処理については、前項の規定による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新特例条例」という。)別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 12 附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされる旧特定食品衛生条例第8条第1項及び第9条第1項の規定による届出の受理、旧特定食品衛生条例第8条第2項の規定による検査、旧特定食品衛生条例第10条の規定による



衛生条例第11条の規定による命令及び取消しに関する事務の処理については、新特例条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第46号**

熊本県安心こども基金条例の一部を改正する条例  
熊本県安心こども基金条例（平成21年熊本県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年12月31日」を「令和6年12月31日」に改める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第47号**

熊本県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例  
熊本県食の安全安心推進条例（平成17年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則  
この条例は、令和2年12月1日から施行する。

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第48号**

熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例  
熊本県控除対象特定非営利活動法人を定める条例（平成26年熊本県条例第77号）の一部を次のように改正する。

本則の表NPO法人くまもと未来ネットの項を削る。

- 附 則
- 1 この条例は、令和2年10月14日から施行する。
  - 2 改正前の本則の表の規定は、この条例の施行の日前に同表NPO法人くまもと未来ネットの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第49号**

熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利に関する条例（平成21年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「第4号」を「第5号」に改める。

附 則  
この条例は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和2年10月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県条例第50号**

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「により」の次に「、必要に応じて」を加え、「及び」を「若しくは」に改め、「面接指導」の次に「又はその両方」を加える。

第4条第3号中「により」の次に「、必要に応じて」を加え、「を行うほか、必要に応じて」を「若しくは」に改め、「面接指導」の次に「又はその両方」を加える。

第5条第1項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方を行うこと。

第6条第3号中「により」の次に「、必要に応じて」を加え、「を行うほか、必要に応じて」を「若しくは」に改め、「面接指導」の次に「又はその両方」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。